平成２９年度第３回　大阪府立学校いじめ防止対策審議会議事録

平成２９年１１月２０日（月）

１５：３０～１８：００

於：府庁別館　６Ｆ　委員会議室

出席者　峯本耕治会長（大阪弁護士会）、新井肇（関西外国語大学教授）

武田保和（府立高等学校PTA協議会）、西井恵子（大阪府臨床心理士会）

山下仰（武庫川女子大学教授）

欠席者　宮原輝彦（社会福祉法人武田塾）

事務局　ただ今から、平成29年度第３回大阪府立学校いじめ防止対策審議会を始めます。審議会規則第７条の２「委員の過半数が出席」に満たしておりますので、審議会の成立を確認いたします。

委員　では、重大事態の審議を行います。

（個別事案の審議のため非公開）

委員　では、続いて府のいじめ防止基本方針の改訂について

事務局　現在、府のいじめ防止基本方針の改訂作業を進めているところ。前回、委員の皆様からは、①組織対応の徹底について、②いじめの解消後の見守りについて、③外部人材の活用について意見をいただいた。最終的な見直しは、この審議会ではなく府の関係各課が構成となっている「大阪府いじめ問題対策関係機関会議」にて行うが、改訂についてご意見をいただきたい。本日、いただいたご意見は「大阪府いじめ問題対策関係機関会議」に伝えさせていただく。

委員　案には「教育相談センター」という文言があるが、これは校内の教育相談のことをさしているのか。あるいは府の教育センターのことをさしているのか。

事務局　府の教育センターのことである。

委員　そのように明記した方が分かりやすいのではないか。

委員　「いじめへの対処」のところで、加害者の保護者に連絡がいっていないということが非常に多くある。そういった観点は盛り込まれた方が良い。また、加害者に対する「成長支援」という文言が今回新たに加わったのでそのことも付け加えた方がいいのではないか。

事務局　実は、この基本方針の本文には加害者の成長支援のことが入っていないが、「はじめに」にこの文言が入っている。本文の中に入れることも検討します。

委員　これは府のいじめ防止基本方針なので、学校の基本方針とは違うが、国の基本方針の別添資料で学校の対応についての資料がある。そこにいじめ対応についてかなり具体的に書いている。指導支援のことも書いている。なので、もう少し突っ込んで書いたほうがいいと思う。それは学校に求められる措置なので、府の基本方針はもう少し抽象的でいいのかもしれないが。

委員　学校が実施すべき施策として通常３つあると思う。①基本方針をつくる、②組織を必ず置く、③いじめへの適切な対処。②の中に未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対処が書かれている。要するにやることが３本立てでくると思う。それで、組織の中に未然防止、早期発見と書いているので、そこに「いじめへの対処」を盛り込むべきだと思う。

委員　私もそのように思う。「組織をつくる」から急に「重大事態」へ飛んでいる印象がある。「いじめへの対処」という項目をここへ入れた方がよい。

委員　組織がやるんだけれど、あくまで学校として取り組むということ。

委員　組織の役割は、これはこれでいいと思う。これは今回の明確なテーマである。

事務局　またお気づきの点がございましたら、ご指摘していただければと思う。

委員　それでは、マイクを事務局に返します。

事務局　これをもちまして、平成２９年度第３回府立学校いじめ防止対策審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。